

令和3年第5回定例会

津別町議会会議録

令和3年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和3年6月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和3年6月18日 午前10時00分

閉会日時 令和3年6月18日 午前11時26分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 篠原眞稚子 2 番 渡邊 直樹
2			諸般の報告	
3	議案	34	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	35	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	36	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	37	契約の締結について（津別町役場庁舎外解体工事）	
7	〃	38	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事））	
8	〃	39	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（機械設備工事））	
9	〃	40	契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（電気設備工事））	
10	〃	41	令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について	
11	〃	42	令和 3 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
12	〃	43	令和 3 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	44	令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
14	〃	45	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	発議	5	津別町議会会議規則の一部を改正する規定の制定について	
16	意見書案	1	地方財政の充実・強化に関する意見書について	
17	〃	2	令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
18	〃	3	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について	
19	〃	4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
20	〃	5	コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について	
21	〃	6	コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書について	
22	報告	2	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	
23	〃	3	繰越明許費の繰越しについて(津別町下水道事業特別会計)	
24	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
25	〃	5	株式会社相生振興公社の経営状況について	
26	〃	6	例月出納検査の報告について(令和2年度2月分、3月分、4月分、令和3年度4月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 篠 原 眞 稚 子 さん 2 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 34 号 津別町一般廃棄物処理施設条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました議案第 34 号についてご説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、津別町一般廃棄物最終処分場の新設に伴うもので、改正内容につきましては、施設の位置について新旧対照表のとおり津別町字共和 484 番地から 546 番地ほかに改正しようとするものです。

議案書にお戻りいただきまして、ただいまご説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 34 号の内容についてご説明を申し上げましたので、ご承認くださりませうよろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4 議案第 35 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました議案第 35 号についてご説明いたします。

説明資料の 2 ページをお開きください。

改正の理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の制定によるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 42 条第 4 項第 1 号は、ゼロ歳から 2 歳までの児童の保育を行う地域型保育事業の保育終了後の教育・保育施設への優先入所の扱いを追加するものでございます。

2 号については改正前の第 4 項の内容と同様です。

第 5 項は次のページになりますけれども、第 5 項は特定地域型保育事業所の保育終了後に優先入所できる施設に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を追加するもので、保育の受け皿を広げる内容となっております。

議案にお戻りください。ただいまご説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、議案第36号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第36号についてご説明いたします。

説明資料の4ページになります。

改正の理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の制定によるものでございます。

改正内容は、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が、保育所への入所が可能であることを明確化したことを受けて、家庭養護に当たる里親と同様に利用者負担額をゼロ円と明示するもので、第1階層の該当世帯を生活保護法に規定する受給世帯と、小規模住居型児童養育事業を行う者の属する世帯、里親の属する世帯に改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。4ページの別表第1、次の5ページの別表第2、別表第3において説明いたしました内容を整理しております。

議案にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 37 号 契約の締結について（津別町役場庁舎外解体工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 37 号についてご説明申し上げます。

津別町役場庁舎外解体工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの

です。

工事の名称は津別町役場庁舎外解体工事。工事の場所は、津別町字幸町 41 番地。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 1 億 6,450 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税額 1,495 万 5,000 円です。契約の相手先は清水・津別特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則。構成員は、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役 中村光一であります。

以上、ご説明いたしましたのでご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決を起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 38 号 契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建設主体工事））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 38 号についてご説明申し上げます。

津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事）。工事の場所は津別町字幸町 69 番地 1。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 3 億 488 万 7,000 円、うち消費税及び地方消費税額 2,771 万 7,000 円。契約の相手先は津別・清水特定建設工事共同企業体。代表者は、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役 中村光一、構成員、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を結ぼうとするものです。

入札につきましては、3 共同企業体により指名競争入札を行ったところ落札しなかったことから 2 回目を行い、1 共同企業体が応札し、2 共同企業体は辞退いたしました。

2 回目においても落札しなかったことから、地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項第 8 号により随意契約を行うこととして 2 回目の入札者が随意契約に応じ見積もり合わせを行い落札となったものであります。

以上、議案第 38 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 39 号 契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（機械設備工事））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（機械設備工事）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（機械設備工事）。工事の場所は、津別町字幸町 69 番地 1。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 8,552 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税額 777 万 5,000 円。契約の相手方は網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第 39 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 40 号 契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（電気設備工事））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 40 号についてご説明申し上げます。

津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（電気設備工事）の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（電気設備工事）。工事の場所は津別町字幸町 69 番地 1。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 4,675 万円、うち消費税及び地方消費税額 425 万円。契約の相手先は網走郡津別町字東 4 条 18 番地、株式会社土田電業社 代表取締役 細川順市と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第 40 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 41 号 令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 41 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において職員の採用と退職並びに人事異動に伴う給与費の増減、市街地巡回バス運行事業の実施に向けた車両の購入、地域医療維持助成事業の増額、農林業関係で鳥獣被害防止総合対策事業及び畑作構造転換事業の補助金の追加のほか、森林資源の循環利用の確立を推進する豊かな森づくり推進事業の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

なお、給与費については、一般会計合計で 325 万 2,000 円の減額、特別会計を合わせた全会計では 1,035 万 2,000 円の減額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 3,089 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 61 億 9,015 万 1,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、7 ページから 8 ページをお開きください。

なお、給与費については冒頭に説明したとおりですので各款・項における説明は割愛させていただきます。また、財源内訳のみの補正につきましても割愛させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、下段の電算化推進経費は令和4年度からのコンビニ収納導入に向けた納付書印刷用レーザーラインプリンターの購入で772万4,000円の補正です。9ページから10ページをお開きください。目3 財政管理費、公共施設等整備基金積立金は役場新庁舎及び消防新庁舎用の指定寄附2件、200万円の増額。項2 地域振興費、目1 企画総務費の企画調整事務経費は全国過疎地域自立促進連盟の負担金額の確定により11万4,000円の補正。目3 企画振興費の地域振興施設管理業務は、クマヤキハウスの雑排水が接続されている浄化槽からの放流水の水質改善を図るための排水経路を変更するもので51万1,000円の増額です。目4 公共交通対策費の公共交通対策経費は11ページから12ページにわたりますが、地域公共交通計画に基づき、12月に開始を予定している市街地巡回バス運行事業に係る14人乗り車両の購入と、バスラッピング等の関連経費で723万3,000円の補正です。目5 地方創生事業、総合戦略推進事業は第2期創生総合戦略の基本目標を実現するための事前調査として、家計消費分析業務を行う関連経費で233万1,000円の増額。13ページから14ページをお開きください。中段の項7、目1 監査委員費は、監査委員報酬について管内の平均額と同じ程度となるよう引き上げるもので10万5,000円の増額です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は15ページから16ページになります。中段の殉公者追悼式経費は中止による減額です。介護保険事業特別会計繰出金は人件費1名分の減によるものです。17ページから18ページをお開きください。目5 老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕等の補助で13万5,000円の増額、福祉療運営経費は福祉寮寮母の通勤に係る費用弁償で7万7,000円の増額。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は次ページにわたりますが、コロナ禍の長期化による影響を受けている低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の特別給付金を給付する国の事業で、264万4,000円の増額です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、地域医療維持助成事業は津別

病院への追加の補助金として 7,000 万円の増額です。目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、個別排水事業において当初予定した設置数に不足が見込まれる状況から 361 万 4,000 円の増額です。

23 ページから 24 ページをお開きください。下段の款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費は、25 ページから 26 ページになります。鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業の内示により 327 万 3,000 円の増額。畑作構造転換事業は、馬鈴しょ、甜菜、豆類の先進技術の導入や省力栽培などの取り組みに対するトンネル補助事業で 3,396 万円の増額です。目 4 振興事業費の農地耕作条件改善事業は、岩富地区農業用排水路整備に係る調査測量設計業務で 273 万 9,000 円の増額です。項 2 林業費は 27 ページから 28 ページになります。目 2 林業振興費の未来につなぐ森づくり推進事業は、令和 3 年度から下にあります後継事業の豊かな森づくり推進事業となることから全額を減額、豊かな森づくり推進事業は、本年度の事業費を見込み 1,905 万 5,000 円を新たに計上するものです。

31 ページから 32 ページになります。中段の款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費の事務組合負担金は、消防新庁舎用への指定寄附 50 万円を活用し庁舎案内看板を設置するもので 59 万 4,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は次ページをお開きください。中段の津別高校振興対策事業は、国立大学入学一時金の対象者の確定により 90 万円の減額、その下の学校運営協議会事業は、学校運営協議会委員の身分が非常勤特別職に変更となることに伴う諸用の補正となります。35 ページから 36 ページをお開きください。目 3 義務教育振興費、義務教育振興事業経費は新型コロナウイルス感染症予防のため小中学校の運動会の動画配信を行う費用として 10 万円の増額。項 2 小学校費、目 1 学校管理費、小学校施設管理経費は職員室に電話機の増設及び既存電話機に録音機能等を追加する関連経費の増額、目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は I C T の教科書補助教材の購入費用で 37 万円の増額です。項 3 中学校費、目 1 学校管理費、中学校施設管理経費は 37 ページから 38 ページにわたりますが、職員室の既存電話機に録音機能等を追加する費用で 12 万 5,000 円の増額。目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は小学校費と同様に I C T の教科書補助教材の補正。その他中学校教育振興経費は学

習補助員の社会保険加入により 23 万 1,000 円の増額です。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の成人式経費は、5 月 2 日に実施した成人式出席者の抗原検査費用を予算流用にて行ったための流用元補填の増額です。目 2 社会教育振興費、放課後子ども教室経費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償で 12 万 9,000 円の増額です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、トレーニングセンター管理経費は 39 ページから 40 ページになりますが、運動広場、野球場の高圧受電設備改修工事の設計変更について、予算流用にて対応したための流用元補填となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金は、歳出で説明した子育て世帯生活支援特別給付金で、歳出と同額の 264 万 4,000 円の増額です。目 3 衛生費国庫補助金は、マイナンバー法の改正により予防接種管理システムの副本登録導入が必要となった接種項目のシステム改修に係る補助金の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 2 農林業費道補助金、農業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額。林業費道補助金は、未来につなぐ森づくり推進事業は 924 万 3,000 円の減額、豊かな森づくり推進事業は 1,172 万 5,000 円の増額です。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金は、交付額確定による減額です。

款 17 寄附金は、総務費寄附金で 2 件の指定寄附 200 万円の増額です。

款 18 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、消防新庁舎案内看板設置に係るもので 50 万円の増額。地域振興基金繰入金は、津別病院への追加補助分 7,000 万円の増額と、津別高校振興対策事業の充当事業 90 万円の減額で、合わせて 6,910 万円の増額です。

款 19 繰越金は 5 ページから 6 ページになります。前年度繰越金は、一般財源不足分の増額です。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入の地方創生に向けてがんばる地域応援事業は、歳出で説明した家計消費分析業務に対する交付金で 200 万円の増額です。

款 21 町債、項 1 町債、目 1 総務債は市街地巡回バス購入事業で 490 万円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で、2ページめくりまして第2表のとおり市街地巡回バス購入事業を追加するもので、限度額は6億7,060万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第42号 令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第42号についてご

説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で労務に服することができない期間についての傷病手当金の支給について、補正予算を組ませていただくものになります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ119万9,000円を追加し、補正後の予算総額を7億2,969万9,000円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款2、項1保険給付費、目6傷病手当金に事業、傷病手当金の負担金119万9,000円を増額するものになります。昨年度は実績はありませんでしたが、収束が見えない現状をかんがみ同様の内容で増額させていただくものになります。

続きまして歳入のほうを説明させていただきますので、3ページ、4ページにお戻りください。款2道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金は、今、ご説明しました傷病手当金歳出額と同額で、合わせて119万9,000円の増額となります。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正の内容を次のページの第1表で款、項ごとに整理したのものになります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 43 号 令和 3 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 43 号についてご説明いたします。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動に係る人件費の減額及びコロナウイルス感染症の影響による保険料減免に係る過年度還付に伴う増額の補正でありまして、歳入では、これらに伴う国庫補助金の増額、一般会計繰入金の減額の補正であります。

補正の条文をご覧ください。

条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 718 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 3,011 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 項は後ほどご説明をいたします。

それでは、歳出からご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、人事異動に係る給与費の減額で 724 万 4,000 円の減額です。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金は、1 号被保険者の減免で令和 2 年度で 2 月、3 月に該当者となった方で期間に納期が来る保険料の最大で 5 万 7,000 円の予算計上をいたしました。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました歳出に係る国庫補助金、一般会計繰入金の補正で合わ

せまして 718 万 7,000 円の減額です。

それでは補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきまして、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 44 号 令和 3 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（齊藤尚幸君） ただいま上程となりました議案第 44 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は、個別排水処理施設の設置基数を 2 基分追加するものです。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 961 万 4,000 円を追加し、予算総額をそ

れぞれ6億6,061万4,000円とするものです。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開きください。款3個別排水費、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費については、個別排水整備事業で当初3基設置する予定となっておりますが、既に3件の申請があり、今後も追加事業が見込まれますことから、2基分の追加として委託料で87万4,000円、工事請負費で874万円の増額をするものでございます。

3ページ、4ページにお戻りください。歳入につきましては、先ほど説明させていただきました浄化槽設置基数の増額にあわせ、款1分担金及負担金、項1分担金、目2個別排水受益者分担金を20万円増額。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を361万4,000円の増額。

款7町債、項1町債、目2個別排水事業債で580万円を増額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条第2項の第1表につきましては説明させていただきましたものを、それぞれ款、項の区分に整理したものであります。

また、第2条につきましては、第2表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第44号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 45 号 令和 3 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 45 号について説明させていただきます。

補正の理由といたしましては、人事異動による人件費の変更と、高台配水池更新に係る事務経費の補正となります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における支出の水道事業費用を 14 万 4,000 円追加し、1 億 8,349 万 5,000 円とするものであります。

第 3 条につきましては資本的収入及び支出の資本的収入を 70 万円追加し、1 億 1,250 万 4,000 円、支出を 77 万 8,000 円追加し 1 億 5,442 万 7,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において給料、手当、法定福利費及び負担金について 14 万 4,000 円増額するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、支出において高台配水池更新実施設計に要する事務費として 77 万 8,000 円を追加し、これに対応する収入として企業債を 70 万円追加するものであります。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正で当年度純損失は 14 万 4,000 円増えました。また、投資活動によるキャッシュ・フローで 77 万 8,000 円支払いが増え、3 の財務活動によるキャッシュ・フローで 70 万円増額しますので、再下段の資金期末残高につきましては 22 万 2,000 円の減額となり、4 億 2,848 万 5,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。今回の補正により、4 ページの固定資産

の構築物が 77 万 8,000 円増額し、30 億 6,805 万円となったほか、下から 6 行目の現金預金は 4 億 2,848 万 5,000 円となり、5 ページの固定負債の企業債は 70 万円増額の 9 億 2,668 万 6,000 円となりました。

条文にお戻りいただきまして、第 4 条につきましては第 1 表地方債のとおり、地方債の変更を整備したものであります。

第 5 条につきましては、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費を 14 万 4,000 円追加し 2,406 万 8,000 円とするものであります。

以上、議案第 45 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、発議第 5 号 津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4番（村田政義君）　〔登壇〕　津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ただいま上程となりました発議第5号　津別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について内容のご説明を申し上げます。

会議規則は、当議会での会議運営に関して必要な事項を定めるものですが、このたび議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、議員が活動しやすい環境整備の一環として議会への欠席事由を整備するとともに、出産に関わる産前・産後の欠席期間を規定し、また請願者の利便性の向上を図るため、押印の義務づけを見直し、署名または記名・押印に改めることを内容とした、町村議会標準会議規則の改定が行われたことから、当議会においても次のとおり同様の改正を行おうとするものです。

それでは別紙資料の新旧対照表により内容の説明を申し上げます。改正内容は第2条欠席の届け出の規定につきまして、第1項中事故を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改め、同条第2項につきまして出産に関わる産前・産後の欠席期間を規定するものです。

第89条請願書の記載事項等の規定につきまして、第1項中、請願者の住所及び氏名を、及び請願者の住所に、名称及び代表者の氏名を所在地に、押印しなければを請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名・押印しなければに改めるものです。

議案の本文をご覧ください。ただいま新旧対照表で説明した内容について条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日については、この規則は公布の日から施行するものです。

以上、発議第5号につきまして内容の説明をいたしましたので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、山田英孝君。

○5番(山田英孝君) [登壇] ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について全文を読みあげて説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスにより、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつある。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、さらにはデジタルガバメント化への対応も迫られている。また、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、

令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか大きな不安が残されている。このため令和4年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握をしながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の7点の事項の実現を求めていくものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、以下記載の担当大臣に提出をいたします。

ご賛同方どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第2号 令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） ただいま議長のお許しを得ましたので、意見書案第2号 令和3年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、一部読み上げて提案をいたします。

北海道最低賃金の引き上げは、働く貧困層の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。「経済財政運営と改革の基本方針2020」において全国加重平均が1,000円になることを目指すことが堅持されました。

北海道地方最低賃金審議会の答申においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの

方々の生活はより一層厳しいものとなり、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

そのことから、下記の3項目について地方自治法第99条の規定に基づき、厚生労働省北海道局長、北海道地方最低賃金審議会会長へ意見書を提出するものであります。

以上、提案をさせていただきますので、皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号についてご説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書です。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されず教職員を安定的に確保するため教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。この制度における国の負担率が平成18年に2分の1から3分の1に変更されました。子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するため、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。実現のための教員については、

これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。また、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや、経済的な理由で就学を断念する子どもが増加しています。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、30人以下学級の実現、以下、5点の項目について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先については、内閣総理大臣、各衆議院・参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣です。

以上、毎回6月の時点で意見書を提出しておりますので、ご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 議長より発言の許しをいただきましたので、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について全文を読み上げまして提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以下の2点について、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか各大臣に要望するものであります。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第5号 コロナ禍による米危機の改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号についてご説明申し上げます。

コロナ禍による米危機の改善を求める意見書についてであります。コロナ禍の需要消失で米価格の下落が続いている。緊急事態宣言発令などにより、特に業務用米の需要減少に歯止めがかからず、販売不振は深刻である。巣ごもり需要を狙い家庭用米の安売りが進み、作付の半分を占めるななつぼしが5キロ当たり税込み1,700円以下で売られる事態になっている。

令和3年産主食米の作付は飼料米、加工米などへの転換で昨年より4,700ヘクタール以上減るが、これで価格下落が止まるか疑問である。

全国で飼料米、加工米などの転換で36万トンの主食米生産が減っても、今年10月末の米在庫は60万トン見込まれ、令和2年産北海道米の在庫は83万俵から130万俵見込まれ、秋には新米と古米が競合し、令和3年産の概算金が引き下げられると農家経済、地域経済は多大な影響を受ける。

コロナ禍で日本経済は落ち込み、各地のフードバンクに食料などを求めて多くの方が訪れていることを見ても、失業、収入減で消費が減退し、米の販売環境はますます悪化していると言える。コロナ禍というかつてない事態の中、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められる。

よって、次の3点について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣であります。

以上、提案いたしますのでご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第6号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] ただいま、議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第6号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書について、全文を読みあげて説明させていただきます。

日本農業を巡ってはTPP11や日米貿易協定など、大型貿易協定が相次いで発効される中、今通常国会においては、RCEPの承認案が可決され、早期発効を目指している。特にRCEPの加盟国には、脅威となる中国と韓国も含まれ、さらに米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層の市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されている。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより地域経済への打撃が深刻化している。

また農業においても、米や牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっている。中でも小豆や乳製品においては、需要減少に伴う繰り越し在庫の増加が顕著であり、輸入品から国産品への切り替えを進めるなど対策を実施しているが、今年の生産量次第では、さらなる在庫の積み

増しが懸念される。加えて、コロナ禍の収束が見えない状況下において、第1次産業を主としている北海道にとって、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小・倒産など地域経済にも大きな損失を与える。

このため、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応をいただくよう下記の2項目について要望していくものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。

以上、ご説明いたしましたので、ご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第2号 繰越明許費の繰越について（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、令和2年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越について、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願ひます。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第3号 繰越明許費の繰越について（津別町下水道事業特別会計）を議題とします。

町長から、令和2年度津別町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費の繰越について、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第4号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和2事業年度事業報告及び決算、令和3事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、報告第5号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の令和2事業年度事業報告及び決算、令和3事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第6号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和2年度2月分、3月分、4月分、令和3年度4月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これで令和3年第5回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 26 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員